

浜松市 川や湖を守る条例

～美しく豊かな川や湖を次代に継承するために～

川や湖でキャンプやバーベキューなどをするみなさまは～

○以下に掲げる行為をしてはいけません(条例第21条)。

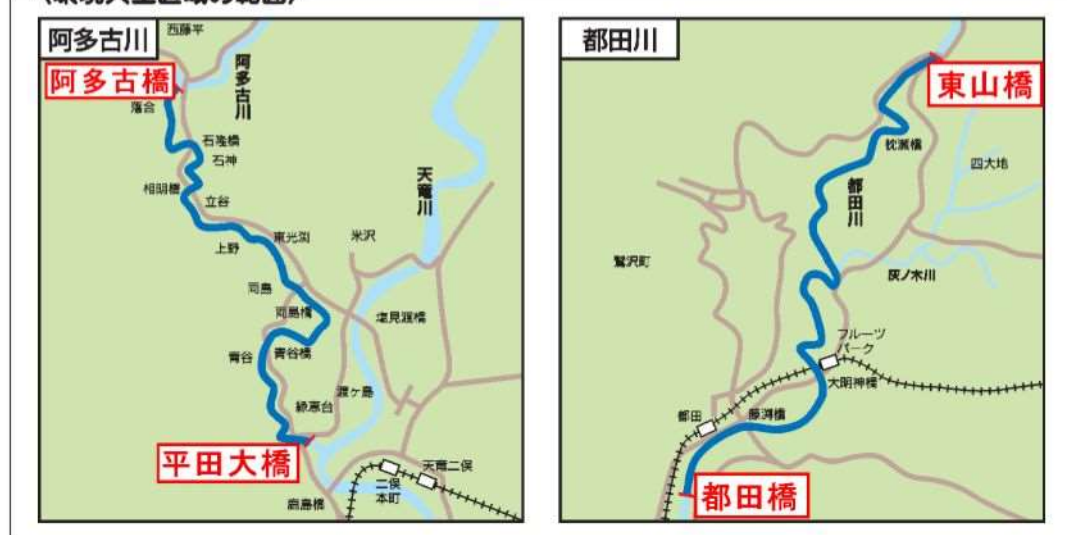


○上記禁止行為に対して過料が科せられることがあります(条例第27条)。

環境共生区域は、川や湖でレジャーを楽しむ方のマナー向上を図るための区域で、阿多古川の平田大橋から阿多古橋までの間、都田川の都田橋から東山橋までの間の河川区域です(下図参照)。

環境共生区域で上記の行為をした者には、5,000円の過料が科せられることがあります。

〈環境共生区域の範囲〉



〈川や湖でキャンプやバーベキューをする際の禁止行為についてのお問い合わせ先〉

浜松市役所環境政策課 TEL 053-453-6149 FAX 050-3606-4345 E-mail kankyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp